

(平成24年9月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成6年4月16日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から同年4月16日まで

私は、平成4年5月18日から6年4月15日までA社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が、平成6年4月15日まで、A社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成6年3月31日より後の同年4月20日付けで、申立人を含む全従業員23人の資格喪失日を同年3月31日とする処理が行われている上、このうち4人の標準報酬月額が4年5月に遡及して引き下げられていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本によれば、同社は、申立期間において法人格を有し、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、前述の処理を行う合理的な理由は無く、申立人について、平成6年3月31日に資格喪失した旨の処理は有効なものと認められず、申立人のA社における資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日である同年4月16日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成6年2月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和28年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和27年8月1日にA社に入社し、同社のC市の工場で勤務していた。その後、同市の工場は閉鎖されたので、私は同社のD市の工場に異動し、28年10月9日に退社した。

申立期間について、継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答及び複数の同僚の記憶等から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和28年1月31日にA社（C市）工場から同社（D市）工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（D市）における昭和28年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対

して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成7年11月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成7年5月から同年10月までの標準報酬月額については、19万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月31日から同年11月1日まで

私は、平成7年5月1日から8年12月28日まで、A社でB業務に従事していた。途中で社名がC社となったが、勤務地及び業務内容に変更は無く、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によれば、申立人が、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によれば、A社が、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成7年10月16日（現在は、平成7年12月4日に訂正。）より後の同年12月4日付けで、申立人に関して、同年5月31日に遡って資格喪失した旨の処理及び同年10月の定時決定の取消処理が行われていることが確認できる。

また、前述の平成7年12月4日付けで、申立人を含め129人の被保険者について、遡って被保険者資格喪失の処理及び同年10月の定時決定の取消処理が行われていることが確認でき、このうち同年4月以前に被保険者資格を取得している被保険者124人については、同年4月30日に遡って資格喪失処理が行われ、同年6月以降に資格取得した4人については、申立人と同様に資格取得した月の末日を資格喪失日とする処理が行われていることが確認できる上、当該129人のうち、申立人を含め21人については、各々の資格取得月

に遡って標準報酬月額を9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本によれば、同社は、申立期間において法人格を有し、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、前述の処理を行う合理的な理由は無く、申立人について、平成7年5月31日に資格喪失した旨の処理は有効なものと認められず、申立人のA社における資格喪失日は、申立事業所の業務を承継したC社における資格取得日と同日の同年11月1日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、訂正前のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

福島国民年金 事案 793

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 3 月から 49 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月から 49 年 6 月まで

私は、A 県内の会社を退社した昭和 47 年 3 月に B 市に帰郷し、48 年 3 月に結婚した。

私の妻が、申立期間のうち結婚前の一年間の国民年金保険料については、結婚して数か月後に B 市から通知が来たので遡って納付し、結婚後の国民年金保険料については、毎月納付していたはずである。

申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「妻が、申立期間のうち結婚前の一年間の国民年金保険料を結婚後数か月経過してから遡って納付し、結婚後の国民年金保険料については、毎月納付していた。」と述べている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 49 年 8 月 31 日に払い出されていることが確認でき、申立人の国民年金の加入手続はこの頃に行われたものと考えられ、オンライン記録及び B 市が作成した申立人に係る国民年金被保険者台帳によれば、申立人の資格取得日は、同年 7 月 1 日であり、申立期間は未加入期間となることが確認できることから、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、結婚前の国民年金保険料を申立人の妻が遡って納付したとしているものの、妻は納付方法や納付金額等について記憶が定かではないことから確認することができない。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこ

とをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人又はその妻が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月1日から5年3月31日まで

私は、申立期間当時、常勤役員としてA社に勤務し、標準報酬月額は50万円だったと記憶している。

年金事務所からの通知により、今回、初めて申立期間に係る標準報酬月額が8万円となっていることを知ったので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び申立事業所の商業登記簿謄本によれば、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

また、オンライン記録によれば、申立期間の標準報酬月額については、当初、50万円と記録されていたところ、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成5年3月31日）の後の平成5年6月21日付けで、3年9月1日に遡及して8万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立事業所においては、申立人のほかに取締役（平成5年1月21日付けで被保険者資格喪失）、申立人の子及び申立人の義弟の3人が被保険者となっていたが、これら3人の標準報酬月額も申立人と同様に遡及して減額訂正されていることが確認できる。このうち取締役は、「当時は、バブル経済が崩壊した影響で、会社の業績が悪化していた。会社経営は申立人が取り仕切っており、社会保険関係手続についても指示を行い、責任者であった。」と述べている上、申立人が代表取締役であった関連会社についても、申立事業所と同様に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成5年3月31日）の後の平成5年6月21日付けで、役員2人の標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認できる。

なお、申立人は、今回、年金事務所からの通知で初めて標準報酬月額が引き下げられていることを知ったと主張しているが、オンライン記録によれば、申立人の老齢厚生年金は、平成7年5月25日に裁定されていることが確認でき、当時の厚生年金保険法上、減額訂正前の標準報酬月額では受給権が発生しないことから、申立人は、老齢厚生年金の裁定時において、自らの減額されていた標準報酬月額を把握し了承していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正の処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月 1 日から平成 4 年 10 月 1 日まで
② 平成 6 年 11 月 1 日から 8 年 10 月 1 日まで

私は、報酬月額 60 万円（年俸 720 万円）の契約で A 社に入社し、少なくとも 10 年間は報酬月額に変化は無く、標準報酬月額は当時の上限額であったはずである。

申立期間①及び②について、標準報酬月額を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が当時の上限額であったと主張している。

しかしながら、申立期間①について、申立人は、厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等を所持していない上、A社の事業主は、「申立人は、年俸 720 万円（賞与を含む）での契約だったが、社会保険料負担を抑えるため、月ごとの支給額を低く設定し、差額分を賞与として支給していた。」と述べている。

また、申立期間②について、申立人から提出された当該期間に係る給与明細書によれば、給与総支給額は、オンライン記録上の標準報酬月額に比べ高額となっている期間があるものの、厚生年金保険料控除額については、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致していることが確認できる。

さらに、申立人から提出された「平成 7 年分給与所得の源泉徴収票」に記載されている社会保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額から算出した厚生年金保険料及び健康保険料の合計額と一致している。

加えて、A社は、申立人の申立期間に係る関連資料を保管していないため、

申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できない上、オンライン記録を確認しても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されている等の不自然な記録も見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。